

こども誰でも通園制度の試行的事業を開始します

伊達市では、伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例を制定し、子育てを応援する環境づくりのために各種事業を展開しています。

その一環として、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに合わせた支援を強化するため「こども誰でも通園制度」を始めます。

1 内 容

- ・ 試行実施園 伊達市立保原保育園
- ・ 利用料金 1回600円（2時間）
- ・ 利用限度 月10時間を上限とする
- ・ 利用人数・利用時間 1日2名（午前1名・午後1名）
 - ① 9：30から11：30
 - ② 14：30から16：30
- ・ 就労要件 不問

2 期 間

9月2日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 対象者

市内在住の1歳から2歳までのお子さんで、現在、保育園などに在籍していないお子さんが対象となります。

4 申込場所

伊達市立保原保育園 Tel024-576-2578

5 申込開始日

8月1日（木）

※園内の見学と親子での面接を実施します

6 効 果

- ・ 園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます
- ・ 子どもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。

問合せ

こども部こども未来課
電話 024-573-5691

こども誰でも通園制度 利用者募集 開始します

こども誰でも通園制度って？

- 理由を問わず利用可能です。
- 月10時間まで利用できます。
- ふだん保育園等に通っていない子どもが対象です。



どんなことができるの？

- 園の活動や他の子どもたちと一緒に過ごすことで、成長や発達に良い影響がもたらされます。
- お子さんの発達や離乳食など、育児のアドバイスを受けることができます。

「一時保育」との違いって？

- 一時保育は就労などの理由により一時的に保育が必要となった子どもを預かるのに対し、誰でも通園制度は子どもの成長の観点から、より良い育ちの環境を作ることを目的としています。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。



対象の子ども

- 1歳～2歳までの子ども
 - 伊達市在住
 - 保育園・認定こども園・小規模保育施設・企業主導型保育事業所等に在籍していない
- ※ 保護者の就労状況は問いません。

利用可能時間

子ども1人につき
月10時間まで

利用人数

1日2人
(午前1人・午後1人)

利用料金

1回2時間600円

- ① 9:30～11:30
- ② 14:30～16:30

※ 減免対象有

利用申込

受付開始日

令和6年8月1日(木)～

利用期間

令和6年9月2日(月)～
令和7年3月31日(月)
(土日祝は除く)

利用対象施設

伊達市立保原保育園

伊達市保原町字東台後

80番地1

電話番号：024-576-2578

利用の流れ



1

利用施設に問い合わせ

園に直接ご連絡いただき、見学・面接日の調整を
してください。

2

園見学・利用申請・面接

園内見学および、親子での面接後、利用申請書等
を提出していただきます。
※ 安全に保育を行うため、アレルギー等の聞き取りをして
います。

3

保育利用

利用希望日に合わせて保育をご利用いただけます。
※ 希望する日に利用できない場合があります。

注意事項

- ・ 利用料は、月ごとに園から送付される納付書でお支払いください。
- ・ キャンセルする場合は、事前に園に連絡してください。
- ・ 送り迎えは、保護者の方が責任をもって行ってください。

【利用に関するお問い合わせ】

伊達市立保原保育園

電話番号：024-576-2578

【制度に関するお問い合わせ】

伊達市教育委員会 こども部こども未来課

電話番号：024-573-5691